

買い物ついでに！仕事のついでに！遊びのついでに！ マイナンバーカード出張申請サポート（受付）を実施します！

マイナンバーカード申請がまだの方必見！！

お出かけついでに気軽にマイナンバーカードの申請などが出来る「マイナンバーカード出張申請受付」を実施します。現在、最大で20,000円分のマイナポイントがもらえる、マイナポイント第2弾も開始しています。

本人確認書類だけでなく、保険証としても利用できる便利なマイナンバーカードを、この機会に申請してみませんか？

〔日程〕9月24日（土）・25日（日）

〔時間〕午前10時から午後4時

〔場所〕イオンモール日の出

〔費用〕無料

【当日の流れ】

①受付 ②専用の端末機で申請データ作成と写真撮影 ③申請データ送信

*当日のマイナンバーカード交付申請手続きは予約不要です。

*カードの受け取りは、後日役場住民課までお越しいただきます。

【持ち物】

①本人確認書類 ②QR付き個人番号カード交付申請書

*QR付き個人番号カード交付申請書をお持ちでない方は、専用の申請書を事前に発行します。申請書の発行は予約制のため、本人確認書類をお持ちになり、役場住民課へお越しください。

*予約、問い合わせは、住民課 ☎83-2182



年金のお知らせ

◇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和3年1月以降に収入が減少した場合、引き続き令和4年度（令和4年7月から令和5年6月まで）以降も国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

申請方法や申請書類は、日本年金機構のホームページに掲載しております。
*日本年金機構ホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

◇国民年金保険料の後払い（追納）をお勧めします！
老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

*納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めいたします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の10年以内の免除等期間に限られません。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30-3410
住民課 ☎83-2182